

公益財団法人東京都体育協会及び同加盟団体のスポーツ仲裁機構への登録について

平成26年3月7日
公益財団法人東京都体育協会
加盟団体代表者会議決議

公益財団法人東京都体育協会及び同加盟団体（以下「都スポーツ団体」という。）は、東京都におけるスポーツの普及振興という高い公益性と社会性をもった組織であり、スポーツに関するルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していくために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁を受け入れ、紛争の解決を図っていくこととする。

第1 都スポーツ団体におけるスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争については、公平中立で独立の地位を有する仲裁人によって構成される公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁により公正かつ迅速な解決を図っていくこととする。

第2 都スポーツ団体が行った競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

第3

- (1) この決議は、当該の都スポーツ団体における機関決定を経て、別表「日本スポーツ仲裁機構による仲裁受入れ団体一覧」に登録された団体について適用される。
- (2) 前項の登録及び登録団体の公告は、別紙様式の通知に基づき公益財団法人東京都体育協会において行う。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成15年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営されている独立した機関。

スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力）

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

別紙様式

平成 年 月 日

公益財団法人
東京都体育協会理事長 殿

会議	会議名称		決定月日
			年 月 日
団体名称 住所			
代表	職・氏名		印
連絡先	氏名	電話	メール

スポーツ仲裁機構による仲裁の受入れについて（通知）

「公益財団法人東京都体育協会及び同加盟団体におけるスポーツ仲裁機構による登録について」（平成26年3月 日加盟団体代表者会議決議）において、スポーツ団体が行った決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとするとしてされております。本団体も、この決議を受け入れ、参加団体として登録することを組織決定しましたので通知いたします。

別表

日本スポーツ仲裁機構による仲裁受入れ団体一覧

番号	登録団体名	決定した会議名 決定年月日
1	公益財団法人 東京都体育協会	平成 25 年度第 3 回理事会 平成 25 年 12 月 19 日決定
2		年 月 日
3		年 月 日
4		年 月 日
5		年 月 日
6		年 月 日
7		年 月 日
8		年 月 日
9		年 月 日
10		年 月 日

参考

公益財団法人東京都体育協会スポーツ仲裁に関する規程

平成 25 年 12 月 19 日 平成 25 年度理事会決定

公益財団法人東京都体育協会（以下「協会」という。）は、東京都におけるスポーツの普及振興という高い公益性と社会性をもった組織であり、スポーツに関するルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与していくために、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構による仲裁を受け入れ、紛争の解決を図っていくこととする。

第 1 協会におけるスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争については、公平中立で独立の地位を有する仲裁人によって構成される公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁により公正かつ迅速な解決を図っていくこととする。

第 2 協会が行った競技又はその運営に関する決定事項に対する競技者等からの不服申立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁により解決されるものとする。

附則 この規程は、平成 25 年 12 月 19 日から適用する。

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成 15 年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営されている独立した機関。

スポーツ基本法第 5 条（スポーツ団体の努力）

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念ののっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。